

令和元年度第2回  
富士市都市計画審議会会議録

令和2年1月27日(月)

富士市庁舎9階第二委員会室

## 1 開催日時

令和2年1月27日（月）午後2時から2時30分まで

## 2 会場

富士市庁舎9階第二委員会室

## 3 出席委員11人

- (1) 1号委員 藁科 靖、小林 武司、大山 勲
- (2) 2号委員 海野 庄三、遠藤 盛正、小沢 映子、佐野 智昭
- (3) 3号委員 (代理)紅野 伸修、長谷川 剛司、(代理)川島 好勝、渡邊 英樹

## 4 欠席委員5人

- (1) 1号委員 牧田 一郎、勝亦 光明、真下 英人、亀井 暁子
- (2) 2号委員 井出 晴美

## 5 説明部署、事務局等の職員

- (1) 都市整備部  
部長 島田 肇
- (2) 都市計画課  
課長 簗木 真一、調整主幹 井出 剛洋、主幹 大長 真由子  
担当 石川 泰、木ノ内 宏治、田中 敦規、望月 豊
- (3) 建築指導課  
課長 山崎 益裕、主査 鈴木 裕太
- (4) 土地対策課  
主幹 西尾 幸之

## 6 議事

- ・ 岳南広域都市計画産業廃棄物処理場 第2号岳南第一製紙協同組合処理場の  
変更について（静岡県決定）
- ・ 岳南広域都市計画産業廃棄物処理場 第3号田子浦港廃棄物処理場の変更  
について（静岡県決定）

定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第2回富士市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本審議会事務局であります、都市計画課の望月と申します。よろしく申し上げます。

まず、会議に入る前に、本日の傍聴の取扱いですが、富士市審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、「公開」で開催いたします。

また、議事録につきましても「公開」となっており、市のウェブサイトに掲載いたしますので、御了承願います。

次に、本日の欠席、代理出席について御報告いたします。

第1号委員の牧田一郎委員、勝亦光明委員、真下英人委員、亀井暁子委員、第2号委員の井出晴美委員、第3号委員の青木直己委員、鈴木雅士委員から、所用により御欠席との御連絡をいただいております。

なお、富士市都市計画審議会運営要領第5条において、「行政機関の職員から任命された委員が出席できないときは、その職務を代理する者が議事に参与し、採決に加わることができる」としています。

この規定により、公務の都合により欠席となりました富士土木事務所所長青木委員の代理として、富士土木事務所都市計画課課長の「紅野伸修」様に、富士警察署署長鈴木委員の代理として、富士警察署地域交通官の「川島好勝」様に出席いただいております。

このため、本日の出席委員は「11」人となり、過半数に達しておりますので、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、委員の皆様へ、市長から御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中にも関わらず、令和元年度第2回富士市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃から、本市の都市づくりの推進に格別のご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日ご審議をお願いいたしますのは、岳南第一製紙協同組合処理場と、田子浦港廃棄物処理場の変更についてですが、これは、すでに供用が停止され、今後も産業廃棄物処理場として利用する見込みがないことから、都市計画決定を廃止するものであります。

いずれも、今後の土地利用を有効に行っていくために必要な審議でありますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

事務局 望月

続きまして、審議会へ付議を行います。市長、お願いいたします。

小長井市長

富士市都市計画審議会 会長 大山勲様  
都市計画法第21条第2項の規定において、準用する同法18条第2項の規定に基づき、次のとおり審議会に付議いたします。  
審第1号 岳南広域都市計画産業廃棄物処理場第2号岳南第一製紙協同組合処理場の変更について  
審第2号 岳南広域都市計画産業廃棄物処理場第3号田子浦港廃棄物処理場の変更について  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局 望月

申し訳ございませんが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

会議に入る前に、資料の確認をお願いいたします。  
委員の皆様事前に配布し、本日御持参いただいた資料でございますが、本日の次第、議案書、委員名簿この3点でございます。  
本日お配りした資料は、席次表、スライドをカラーで印刷しております、産業廃棄物処理場の都市計画の変更(廃止)についての補足説明資料、この2点となります。  
不足等はございませんでしょうか。  
それでは、これより議事に入りますが、富士市都市計画審議会条例施行規則第3条により、「会長は、会議の議長となる」と規定されておりますので、議事進行を会長にお願いします。  
大山会長、よろしくお願いいたします。

議長  
大山会長

皆様こんにちは。  
議長を務めさせていただきます、大山と申します。よろしくお願いいたします。  
まず、会議録署名人を指名させていただきます。  
今回は藁科委員、小沢委員のお二人にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。  
それでは、本日の審議案件であります、審第1号岳南広域都市計画産業廃棄物処理場第2号岳南第一製紙協同組合処理場の変更について、それから審第2号岳南広域都市計画産業廃棄物処理場第3号田子浦港廃棄物処理場の変更について、この2案件は関連しておりますので、都市計画課より一括して説明をお願いしたいと思います。

都市計画課  
簗木課長

都市計画課の簗木です。よろしくお願いいたします。  
それでは、はじめに、審第1号について御説明いたしますので、議案書の3ページをお願いいたします。  
岳南広域都市計画産業廃棄物処理場の変更、静岡県決定についてであります。

変更内容といたしましては、岳南広域都市計画産業廃棄物処理場中、第2号岳南第一製紙協同組合処理場を廃止するものであります。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

変更理由です。

富士市は、鷹岡地区の製紙工場から排出される産業廃棄物の処理を目的とした岳南第一製紙協同組合処理場を、昭和49年に都市計画決定いたしました。現在は、新たに建設した産業廃棄物処理場の供用開始に伴い、岳南第一製紙協同組合処理場の供用を停止しており、今後も供用が見込まれないことから、本案のとおり廃止をするものであります。

次の6ページは、変更概要になります。お目通しをお願いいたします。

7ページ、8ページをお願いいたします。

位置図、拡大図になりますが、今回の廃止により処理場の都市計画区域は削除されることとなります。

9ページをお願いいたします。

変更に係る経緯です。

1、説明会等の開催状況についてであります。説明会は、昨年、6月19日の15時と19時の2回開催し、計3人の方に参加いただきました。

2、変更案に関する縦覧状況についてであります。昨年の12月6日から20日まで、県及び本市都市計画課において、案の縦覧を行いました。縦覧者は0人で、意見書の提出はございませんでした。

審第1号の説明は以上になります。

続きまして、審第2号についてご説明いたしますので、議案書の12ページをお願いいたします。

本案件も、岳南広域都市計画産業廃棄物処理場の変更、静岡県決定についてであります。変更内容といたしましては、岳南広域都市計画産業廃棄物処理場中、第3号田子浦港廃棄物処理場を廃止するものであります。

おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。

変更理由です。

富士市は、田子の浦港における原木の荷役作業中に発生する産業廃棄物の処理を目的とした田子浦港廃棄物処理場を、昭和50年に都市計画決定いたしました。現在は、田子の浦港の原木の取り扱いがなくなり、産業廃棄物処理場の供用を停止しており、今後も供用が見込まれないことから、本案のとおり廃止するものであります。

次の15ページは、変更概要になりますので、お目通しをお願いいたします。

16ページ、17ページをお願いいたします。

位置図・拡大図になりますが、今回の廃止により処理場の都市計画区域は削除されることとなります。

都市計画課  
石川

18ページをお願いいたします。

変更に係る経緯であります。審第1号と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

審第2号の説明は以上でございます。

私からの説明は以上であります。担当から補足説明をさせていただきます。

都市計画課の石川と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、審第1号、審第2号の岳南広域都市計画産業廃棄物処理場の都市計画の変更（廃止）について、補足説明をいたします。

説明の流れです。

1つ目は都市計画決定した産業廃棄物処理場で、産業廃棄物処理場とはどんなものか、また、都市計画決定の概要についてです。

2つ目は、変更（廃止）の理由、3つ目は、変更のスケジュールについてです。

1、都市計画決定した産業廃棄物処理場です。

まず、産業廃棄物とは、であります。事業活動から発生した、燃え殻、汚泥、廃油など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定された20種類の廃棄物のことをいいます。

その産業廃棄物の処理ですが、同法第11条第1項に、排出者である事業者が自ら処理しなければならないと明記されており、その場所が産業廃棄物処理場であります。

富士市には、そうした複数の産業廃棄物処理場がありますが、産業廃棄物処理場を建設するためには、2つの方法があり、1つは、都市施設として都市計画決定をする方法、もう1つは、建築基準法第51条ただし書き許可での方法であります。

まず、都市計画決定による方法ですが、本市では公共としての関与や恒久性を担保する必要性から3施設を決定しており、その時期は昭和40年代後半から50年代前半に整備された施設であります。

その後、昭和50年代前半以降は、事業者が産業廃棄物処理場を確保すべきで、公共性・恒久性が低いことなどから、その全てが建築基準法第51条のただし書き許可により整備されています。

それでは、なぜ3施設だけ都市計画決定されているのかでありますが、それには、昭和40年代の都市計画決定当時の時代背景が大きく関係しています。

本市が公害に向かい合ってきた歴史を振り返ってみますと、昭和36年に田子の浦港が開港し、製紙業の一大拠点となる一方、環境汚染が深刻化しました。

黄色いマークのついているものは行政の行った取り組みですが、昭和43年に多くの工場と公害防止協定を締結しましたが、

この時期に、田子の浦港のヘドロが全国的にクローズアップされました。

その後、昭和46年に堆積汚泥の浚渫を開始しまして、同年に大気汚染による健康被害の救済条例を制定します。

また、その後、公害を防止するための様々な計画の策定を行い、本市においては、市民、事業者、行政が一体となり公害問題の解決に取り組んできた経緯がございました。

都市計画決定が行われた昭和40年代当時をまとめますと、本市が工業都市として産業の集積や都市化の進展等により発展した時代でありました。

また、それと共に、環境悪化が急激に進み、田子の浦港のヘドロ問題をはじめとする水質汚濁・大気汚染・悪臭等により、一時は「公害のデパート」と言われるなど、多くの公害が発生した時代でもありました。

このように、都市計画決定した当時、深刻な公害問題に対して、官民協働による取組なくして、公害問題を克服することは不可能という当時の社会・経済情勢から、民間の産業廃棄物処理場の公益性を認める必要性があり、都市計画決定を行っています。

現在、都市計画決定した産業廃棄物処理場は3施設あり、富士産業廃棄物処理場、岳南第一製紙協同組合処理場、田子浦港廃棄物処理場がございました。

このうち、今回、都市計画決定の変更を行うのは、第2号と第3号の2つの施設です。

その2つは、富士市の都市計画図で示しますと、こちらの赤い星の位置です。

次のスライドからは、これら処理場の詳細な位置、決定理由、施設概要について、説明いたします。

まず、岳南第一製紙協同組合処理場についてですが、富士市厚原の市街化区域に位置し、JR身延線や東名高速道路に近接した場所です。

こちらの赤い枠内が決定の区域です。昭和49年1月22日に都市計画決定いたしました。

決定理由であります、「富士市は、工業の発展とともに幾多の公害が発生してきた。特に工場等による廃棄物により河川の汚濁が甚だしい現状である。この解決策として、鷹岡地区の主要工場より排出されるペーパースラッジ等処理し、都市環境の改善を図り、住民生活の安寧を確保する。」としております。

施設概要であります、処理する廃棄物は、ペーパースラッジ等で、処理方法は焼却処理、処理能力は1日あたり50tの中間処理施設です。

続きまして、田子浦港廃棄物処理場は、富士市中河原の市街化区域に位置し、田子の浦港やJR東海道線に近接した場所です。

こちらの赤い枠内が決定の区域です。昭和50年7月30日に都市計画決定いたしました。

決定理由であります。 「田子の浦港における原木取扱量の増加により、荷役作業中に発生する廃棄物、木皮は月量300トン以上にも達している。しかし、海洋汚染防止法の施行により、発生源での処理が原則であることから処理施設を早急に整備する。」としております。

施設概要であります。 処理する廃棄物は、木皮や港内に浮上するゴミで、処理方法は焼却処理、処理能力は1日あたり20tの中間処理施設です。

次に、2、変更廃止の理由です。

現在、都市計画決定をしている産業廃棄物処理場の3施設は、昭和40年代後半から50年にかけて都市計画決定したものです。

その後、現在に至るまでの状況がどうなったのかであります。 昭和40年代の公害問題が深刻化した田子の浦港を見てみますと、この写真のような状況がございました。

そして、現在は、このような状況になっております。

続いて、現在の環境関連計画における、公害の克服についての記述であります。 例えば、富士市の環境には、「関係法令の整備、企業や市民の理解と協力による防止対策の推進により改善がなされてきました」という記載があったり、第二次富士市環境基本計画には、「市民、事業者、市が力を合わせてこれを克服しました」という記載がございました。

また、その他の計画によっても改善されてきていることが明らかになっております。

加えて、今回都市計画の変更を進めている2つの施設の状況はといいますと、第2号岳南第一製紙協同組合処理場は、富士製紙協同組合処理場に処理機能を統合し、昨年7月に供用を停止しました。

また、第3号田子浦港廃棄物処理場は、田子の浦港の原木の取り扱いがなくなり、今後も見込まれないため、平成14年12月に供用が停止しております。

それでは変更（廃止）の理由をまとめていきますと、本市では昭和40年代後半か50年代前半にかけて、3箇所の産業廃棄物処理場を都市計画決定いたしました。

これは、昭和40年代に発生した公害は深刻な問題であり、官民協働による取組なくしては、公害問題を克服することは不可能という当時の社会情勢から、都市計画決定したものであります。

そうした中、現在は、市民、事業者との協働による取組のもと、公害問題を克服しており、また、2箇所の中間処理施設は供用停止し、今後も見込まれない状況となっております。

このため、今後、民間の産業廃棄物処理施設の公益性を担保し続けることは妥当ではないという判断のもと、都市計画の変更を行うものであります。

次に、3、変更のスケジュールについてご説明いたします。

令和元年6月19日に都市計画変更案の説明会を行いました。参加者は3名でございました。

都市計画課  
石川

また、12月6日から20日まで2週間縦覧を行いまして、意見書の提出はございませんでした。

本日、富士市都市計画審議会で審議を行ったのち、その結果を静岡県に報告いたします。

そして、本案件は静岡県決定でありますので、2月21日に静岡県の都市計画審議会で審議したのち、3月頃の都市計画決定を予定しております。

これで産業廃棄物処理場の変更廃止についての補足説明を終わりにいたします。

よろしく願いいたします。

議長  
大山会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質疑、御意見がございましたら、お願いいたします。

当時は、公共が民間の産業廃棄物の処理に関与する必要があったということでしたけれども、現在は都市計画決定がされており、産業廃棄物処理場としての土地利用に限られているため、都市計画決定を廃止するという事です。

稼働中に取り扱っていたペーパースラッジですが、この焼却灰は、道路の舗装等に使用されており、有害物ではありません。

このことから、今後、他の目的での土地利用の際にも問題はない、とのことでした。

—質疑応答なし—

議長  
大山会長

それでは、質疑を終了とし、お諮りいたします。

審第1号、審第2号の、岳南広域都市計画産業廃棄物処理場2施設の変更について、原案どおりで異存がないと思われま

す。本案件について、原案どおりとすることに御異議ありませんか。

委員一同

異議なし

議長  
大山会長

御異議ありませんので、原案のとおりといたします。

事務局 望月

ありがとうございました。

事務局から、都市計画審議会の今後の開催予定について、お伝えいたします。

次回、第3回都市計画審議会ですが、3月24日火曜日、午後2時から、こちらの会場で開催を予定しております。

事務局 望月

内容ですが、富士山フロント工業団地地区計画の決定についての審議と、都市計画道路必要性再検証の検証結果についての報告を予定しております。

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。

(午後 2 時 3 0 分 閉会)